○国土交通省令第四号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第七条第四項第五号、第八条、第七十一条及び第七十三条の規定に基づき、水先法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

水先法施行規則の一部を改正する省令

水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（登録事項及び水先免状の訂正） **第四条**　水先人は、本籍の都道府県名又は氏名に変更を生じたときは、遅滞なく、その旨を記載した書面に戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写しを添えて国土交通大臣に水先人名簿の登録事項及び水先免状の訂正を申請しなければならない。	（登録事項及び水先免状の訂正） **第四条**　水先人は、本籍の都道府県名又は氏名に変更を生じたときは、事実があつた日から十日以内にその旨を記載した書面に戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写しを添えて国土交通大臣に水先人名簿の登録事項及び水先免状の訂正を申請しなければならない。
（免許の更新） **第九条**　（略） 2　（略） 一　（略） 二　登録水先免許更新講習の課程を修了したことを証明する書類（更新を受けようとする水先人の免許の更新後の有効期間の起算日前一年以内に課程を修了したことを証明するものに限る。） 3～6　（略）	（免許の更新） **第九条**　（略） 2　（略） 一　（略） 二　登録水先免許更新講習の課程を修了したことを証明する書類（有効期間満了前一年以内に課程を修了したことを証明するものに限る。） 3～6　（略）
（試験の施行） **第十二条**　（略） 2　（略） 3　国土交通大臣は、筆記試験又は口述試験を受け、これに合格しなかつた者に対して、それぞれ筆記試験又は口述試験の全部又は一部（法第七条第四項各号に掲げる事項のうち基準点に達しなかつたものに限る。）について追試験を行うことができる。	（試験の施行） **第十二条**　（略） 2　（略） 3　国土交通大臣は、筆記試験又は口述試験を受け、これに合格しなかつた者に対して、それぞれ筆記試験又は口述試験の追試験を行うことができる。
（学術試験） **第十六条**　法第七条第四項第五号に規定する事項は、次のとおりとする。 一・二　（略） （削る） （削る） 三　英語（水先の業務遂行上必要な事項について意思を疎通できる程度）	（学術試験） **第十六条**　法第七条第四項第五号に規定する事項は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号） 四　国際信号書 五　英語（水先の業務遂行上必要な事項について意思を疎通できる程度）
（水先人試験の学術試験の一部免除） **第十七条**　法第四条第二項各号に掲げる資格について水先人試験を受ける者がその受ける水先人試験に係る資格より下級の資格の同一の水先区の水先人である場合は、法第八条第一項の規定により、学術試験のうち前条第一号及び第三号に掲げる事項を免除する。 2　法第四条第二項各号に掲げる資格について水先人試験を受ける者がその受ける水先人試験に係る資格と同一の資格の他の水先区の水先人である場合は、法第八条第二項の規定により、学術試験のうち前条第一号及び第三号に掲げる事項を免除する。	（水先人試験の学術試験の一部免除） **第十七条**　法第四条第二項各号に掲げる資格について水先人試験を受ける者がその受ける水先人試験に係る資格より下級の資格の同一の水先区の水先人である場合は、法第八条第一項の規定により、学術試験のうち前条第一号及び第三号から第五号までの事項を免除する。 2　法第四条第二項各号に掲げる資格について水先人試験を受ける者がその受ける水先人試験に係る資格と同一の資格の他の水先区の水先人である場合は、法第八条第二項の規定により、学術試験のうち前条第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項を免除する。